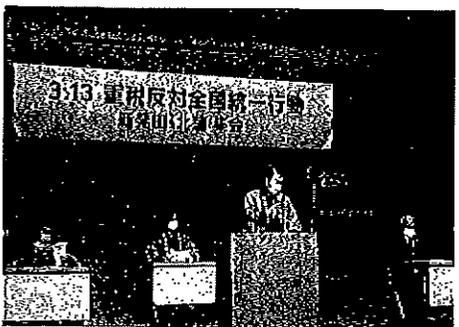




新発田民主商工会  
 新発田市豊町2-3-3  
 TEL0254-22-4390  
 FAX 22-4705  
 2021. 3. 22  
 NO 2243

### 3・13重税反対全国統一行動 新発田北蒲集会所開催される

3月12日(金)に新発田市生涯学習センターに於いて第52回3・13重税反対全国統一行動・新発田北蒲集会所が開催され、民商会員など170名超が参加しました。



集会では主催者の中村登 新発田民商会長が「コロナで疲弊している今こそ消費税を減税し、税負担軽減と景気回復をするべきだ。インボイス制度が始まれば、更に多くの小規模事業者が消費税課税業者になり、廃業に追い込まれる。世論を高め、インボイス制度は廃止に追いこもう」と訴えました。

集会后には新発田市庁舎近くで「消費税減税ー」などのプラカードを持ってスタンディング行動を行い、地域にアピールしました。

### 「新潟県事業継続支援金」の申請始まる

3月1日より「新潟県事業継続支援金」の申請受付が始まりました。この支援金は「コロナ感染症の影響で、売上減少が続いている飲食業者に対して、事業継続を支援するために行われます。詳細は次の通りです。



支給額：単独店舗は20万円 複数店舗は40万円  
 受付期間：3月1日から5月31日  
 対象者：飲食店・カフェなどを営む、個人又は法人  
 支給要件：売上高が、令和2年12月から令和3年4月までの期間で2カ月連続して前年(又は一昨年)同月比で20%以上減少しているなど。

該当する方は事業継続のために申請してください。詳しくは事務所までお問い合わせください。

### 「納税緩和措置」を活用しましょう

「納税緩和措置」は、災害や病気などにより国税を一時に納付することができない場合や、国税を一時に納付することで事業の継続や生活の維持が困難になるおそれがある場合に、税務署に申請することにより納税または換価が猶予される制度です。

猶予が認められると、原則1年間納税が猶予され分割納付できます。(状況に応じて更に1年間猶予)また、猶予期間中の延滞税の一部が免除され、財産の差し押さえや換価(売却)が猶予されます。

新型コロナウイルスによって経営に大きな影響が出ている方も多いと思います。積極的に納税緩和措置を活用しましょう。

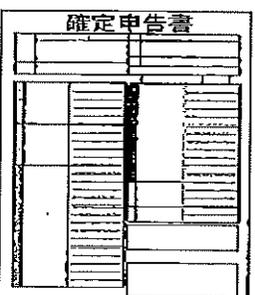
### 「換価の猶予」学習・相談会

新発田民商では、左記の日程で学習・相談会を行います。(この日に都合がつかない方は、ほかの日に対応しますので事務所までご連絡ください)

とき 3月24日(水) 夜7時  
 会場 新発田民商事務所 2階

### 「申告書控え」・「受付書」を

民商事務所に取りに来てください



お預かりした申告書は3月12日に税務署と市役所に提出してきました。

受付印が押された「申告書等の控え」または「受付書」をお返しします。平日の午前10時から午後6時の間に事務所まで取りに来てください。

### 今後の日程

3月24日(水)・・・「換価の猶予」学習・相談会

